三月三日(水曜日)　佐藤まさゆき　一般質問（質問・答弁）

◎副議長(米田昭夫君)　佐藤正幸君。

◎佐藤正幸君 日本共産党を代表して質問いたします。

知事は、議案説明の最後に「誰もが誇りと幸せを実感できる石川の実現を」と述べましたが、今の県政運営でそれが本当にできるのでしょうか。消費税増税からやがて一年、働く人の実質賃金は十ハカ月連続マイナス。内閣府が二月十六日に発表した2014年の実質GDP、国内総生産成長寧は0.0％。経済の成長がとまりました。これは庶民を犧牲にして大企業を潤すアベノミクスが日本の経済成長の阻害となっていることを政府の調査が認めたことにほかなりません。とりわけ民間最終消費支出がマイナス1.2％、過去20年間で最大の落ち込みとなる中で、食事の回数を減らすしかないこうした県民の悲鳴は知事の耳に聞こえているでしょうか。

消費税は逆進性もあり、特に所得の低い方々や年金生活者などを中心に県民の暮らしに影響が出ていますが、来年度の当初予算ではこうした方々に対する支援が不十分だと考えます。所見をお伺いいたします。

今、知事の政治姿勢として求められていることは物価の上昇や消費税増税で実質賃金が低下し、年金も目減りし続けている庶民の悲鳴に心を寄せる姿勢と施策であると、考えます。しかし、安倍政権は、消費税増税は社会保障のためと言いながら、来年度政府予算案は社会保障の自然増削減路線を復活させ、介護、年金、医療、生活保護など、あらゆる分野で社会保障の切り捨てを進めるものとなっています。小泉内閣時代に実施された毎年2,200億円の自然増削減のとき、後期高齢者医療制度の強行、障害者自立支援法による応益負担の押しつけなどで国民の批判の広がりはもちろん、政府、与党内からも反対の声が上がりました。今回の社会保障の自然増削減路線は県内にどんな影響を及ぼすとお考えでしょうか。小泉内閣の時代のときにどんな影響があったのかも含め、知事の認識をお伺いいたします。

地方消費税の増収は、昨年に比べて164億円余増えたとのことでした。それでは県財政に入る分は一体どれくらいになるのでしょうか。社会保障にしか使わないというならそれをどのように社会保障の予算に充てたのか、明快な答弁を求めるものであります。

政府の説明では2015年度の消費税増税分8.2兆円のうち、社会保障の充実に充てられるのはわずか16％、1兆3千憶円余にすぎません、政府と同じように 増収分に見合う社会保障充実の使途を示さないのであれば増税そのものに大義がないことを知事みずから認めたことを意味します。安倍首相はこの道しかないと言いますが、この道に希望を見出すことはできません。消費税増税に頼らない別の道、対案として富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革で財源をつくる、そして 大企業の内部留保を活用し国民の所得をふやす経済改革で税収そのものをふやす、このふたつの政策をあわせて実施することで社会保障充実と財政再建のための財源を確保することを提案しています。

 私は先日、大桑初枝県議とともに小松製作所金沢工場を訪れ、1兆4千億円に上る内部留保を活用して貸上げと雇用の安定を図るよう要請に行ってまいりました、コマッの内部留保の1.14％の取り崩しで非正規を含め全労働者の月2万円の貸上げは可能であり、さらに、1％の活用で年収300万円の労働者をさらに4,700人ふやせる、この国公労連の試算も示して努力を促してまいりました、大企業に要請に行くことを頑として知事は拒否してきましたが、その姿勢を改めることを強く求めるものであります。

総務省発行の、最新の「統計でみる都道府県のすがた2015」によれば、県の財政力指数は22位とお金がないわけではないのに、くらしを支える民生費、社会福祉費などは、全国30番台後半前後と低い水準にあります。私は今の県政に求められていることは、この税金の使い方を転換することだと考えます。新たにつくるという「行政経営プログラム」なる、県民サービスの切り捨てにつながる新たな行革宣言でも、「投資的経費の割合を、全国中位を目途に順次抑制」とうたっています。しかし、新幹線金沢以西延伸、手取川架橋、来年度予算で450万の調査費を計上した白山トンネル推進などをすすめながら、これが本当にできるのでしょうか。

2013年度全国7位、38.8％という標準財政規模に対する投資的経費の、何をどのように減らし、いつまでに中位にするのか、見通しを明確に示すよう求めるものであります。それを示すことができないのであれば、実行力がないと指摘しなければなりません。

私は不要不急の大型開発を見直して財源を捻出し、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする本来の地方自治法の精神にたって、安倍政権の暴走から、くらしを守る「防波堤」の役割を求める立場からいくつか質問をいたします。

低賃金などによる会後の人手不足解消へ幾つかの事業も予算案にはありますが、この介護報酬削減はこれらの努力を帳消しにするほど現場の危機に拍車をかけることになります。県として介護報酬切り下げの中止を国に強く求めるべきではありませんか、見解をお伺いいたします。

併せて、県としての対応も問われます。切り下げが強行された場合、県としての何らかの財政支援を検討すべきです。所見をお聞かせください。

現在の介護保険制度は、施設整備や介護職の労働条件を改善しようとすれば、ただちに保険料・利用料の負担増に跳ね返るという根本矛盾をかかえています。介護保険が本当に持続可能な制度にするには、政府のすすめる社会保障費の自然増削減などもっての他であり、公費負担の割合を増やすことが必要です。県としてそのことを国に求めると同時に、市町の介護保険料引き下げができる財政的支援を求めて次の質問に移ります。

国民健康保険についてお聞きを致します。

わが党は、政府のすすめる国保の都道府県化のねらいは、市町が行っている一般会計繰り入れをなくし、都道府県の監視のもとで、住民負担増や収納対策を推進するものだとして反対をしています。国会に提出されるという医療制度改革関連法案の中止も求めています。国の2015年度からの「保険者支援金」1,664億円は、都道府県化を意図したものであるものの、「低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援を拡充する」このことが目的であり、国保料引き下げにつなげることが必要と考えます。例えば、京都市では、この「保険者支援金」を活用して、１人あたり年2,532円の引き下げを実現しました。福島県では、県の調整交付金を使って市町への財政支援を拡大。わが党の東京都議団は、国が行う低所得者への国保料減額制度に、市町がさらに独自の上乗せを行った場合、都が補助を行う条例を提案、１人あたり3千円から4千円の負担軽減となるようです。

そこでお聞きします。「保険者支援金」国が2、県が1、市町が1とのことですが、石川県の規模はどれくらいになるか、明らかにしてください。また、県としても都道府県調整金も活用し、国保料引き下げに活用するよう市町への助言・指導を求めます。所見をお伺いいたします。

国保料の1世帯年1万円の引き下げは17億円の財源が必要です。さきの消費税増収分の1割ですぐに実現できるではありませんか。その実行を求めて次の質問に移ります。

政府は、今国会に「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」として、その邪魔となっている「岩盤規制」の打破なるものとして、労働者派遣法改悪法案、「残業代ゼロ」法案を提出しようとしていることに関し、何点かお聞きいたします。

そもそも異常な長時間労働やブラック企業が横行する中で、「岩盤」どころか「軟弱地盤」というのが今の、現状ではないでしょうか。長時間労働が社会問題になる中で、1998年の労働基準法改正により、いわゆる「三六協定」による、時間外労働の限度に関する「大臣告示」が出され、残業の限度は1週間については15時間、1カ月45時間とされました。これは労働者の命と健康を守る医学的根拠にもとづくものであり、その遵守が求められます。県においては、残業時間の協定を労働組合とどんな内容で結んでいるのか、「月45時間」が守られているのか、お聞き致します。

日本経団連と経済同友会の役員企業の残業上限時間について、「過労死ライン」としている「月80時間」以上の協定を結んでいるのが、県内に工場のある東芝で月130時間など80％をこえ、小松製作所は月70時間と「大臣告示」を超えています。

そこでお聞きします。県内の大企業では、残業時間の上限をどう定めているか。月45時間が守られているのか、労働局と協力して実態調査を行い、公表すべきではないでしょうか。所見をお伺いします。

わが党は、労働法制の改悪中止を求めるとともに、残業月45時間の法制化に向けて全力をあげものです。また、提案されている中小企業振興条例に魂をいれるためにも、中小企業への直接支援で最低賃金の引き上げなど実現し、ほんとうの経済の好循環を実現するために力を尽くすものであります。

次に、子どもの医療費の窓口無料化のついてお聞きいたします。

県の姿勢が変わったことで堰をきったように、無料化を選択する市町が広がっています。輪島市は昨年10月から1,000円の自己負担を撤廃して先行実施、能美市ではこの4月から実施し、高校卒業まで1,000円の自己負担もありません。加賀市、白山市、小松市、宝達志水町は1,000円などの自己負担を撤廃して、8月もしくは10月からの実施となります。しかし、金沢市では通院窓口1回500円が上限、1,000円以上は自動償還払いにするなどとのことでした。

そこでお聞きします。県は自己負担について、市町にどんな説明をしたのでしょうか。お尋ねをいたします。

県の現在の補助要綱にある「実際に払った額」の文言を削除するだけで事足るはずです。また、自己負担1,000円を強いるのはかえって煩雑であり、県として1,000円の自己負担の撤廃、対象年齢の拡大を求め、次の質問に移ります。

次は県水の責任水量制見直しについてお聞きします。

現行の、1日最大給水量の協定は2015年までなので、10％引き下げは今年度ということになるのでしょうか。一方で、2016年度以降は、1日最大給水量そのものは上がり続ける協定となっています。これはやはり上がり続けるのか、それとも据え置くのか。また、10％の引き下げは今後も続くのか、今後の見通しについてお聞きをいたします。

代表質問に知事は、一般会計からの財政支援で「二系統化の進捗が確保できる見通しがたった」と答弁されましたが、これで2015年度もそれ以降も、水道供給事業会計は黒字になると見込んでいると理解していいでしょうか、お答えを願います。わが党は、実際に水道料金引き下げにつながるよう今後も全力をあげるものであります。

昨年2月議会で私は中小企業振興条例の制定を求めた際、「具体的施策で対応したい」としていますが、今回の条例提案になったことは率直に評価したいと思います。昨年国会で成立した従業員数5人以下の「小企業者」の支援を柱にした、「小規模企業振興基本法」を踏まえたものであることを明確にするために、私はこの条例の名前は「中小・小規模企業の振興に関する条例」とすべきではなかったかと考えます。条例にある基本理念は、「中小企業・小規模企業の存続と持続的発展なしに、わが県経済の発展、県民生活の向上はないし、県の政策の土台である」、とこう理解していいでしょうか。見解をお伺いいたします。

条例をつくったあとでの実践と検証が必要です。県内の小規模企業の実態調査、計画の具体化、実践、そして検証をすすめる推進機関の設置を求めるものであります。またその機関には、小規模企業者、関係団体の参加、意見の反映ができるようにすべきであります。あわせて見解をお伺いし、次の質問に移ります。

安倍政権のすすめる農協改革に関し、世界の主な協同組合が加盟する国際協同組合同盟（ICA）は昨年6月、「家族農業の価値を認めず、企業による農業を促進しようとしている」と厳しく批判をいたしました。これは、現場の必要性から出てきたものではなく、TPP反対の司令塔つぶし、共同販売・金融・共済事業への大企業などの参入が最大のねらいであり、こうした国の農政をそのまま実行するのではない対応が求められています。

そこでお聞きします。県の農林水産業予算は、この10年の決算ベースでみると、2003年の612億円から、2013年の371億円と、約半減をしています。この主な理由は何でしょうか、県の農業を支える家族農業支援の施策はどのように削られたのか、お聞かせください。

山形県では、米価の下落に対して、生産者の米生産意欲の向上をはかることを目的に、主食用米の種もみ購入代金の一部助成を決めました。政府のナラシ対策は、県内の約1割の農家にしか行きわたらないと県自身が明らかにしています。米価暴落のもと、米生産意欲の向上にむけての県独自の支援策をとるべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

次に、2013年11月のわが党の田村智子参議院議員の質問を受け、教員の非常勤職員の社会保険加入継続に道が開かれたことに関して、昨年の2月議会でもとりあげましたが、再度お伺いをいたします。

昨年7月にあらためて、総務省から通達が出され、「事実上の使用関係が中断なく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある」と再度強調されています。県内の臨時的任用講師の人たちに、この趣旨がどのように適用されるのか、さきの答弁からさらに踏み込んでお聞かせ願いたいとおもいます。どんな形で周知徹底しようとしているか、お尋ねもいたします。

また昨年の9月議会で、私立高校に通う低所得者に対する就学支援金が国の予算で加算が行われたにも関わらず、県の授業料減免補助金が800万円削られたことを問題にいたしました。来年度予算も同じように、就学支援金が加算されるはずなのに、県の予算では昨年よりさらに1800万円削減されています。なぜ削減したのでしょうか、就学支援金の趣旨どおりに低所得者への授業料減免に使うべきではありませんか、明快な答弁を求めるものであります。

次に、地域医療介護総合確保基金の活用についてお聞きをいたします。

第1次3月補正含め、医療分の基金は9億8千万円余。国は、基金に基づく施策のひとつとして、看護師などの労働条件改善のために、「医療勤務環境改善支援センター」の制度を掲げています。どんな計画と目標をもってすすめるのかなど、本県の対応をお聞かせ願います。

北陸新幹線は、莫大な県民負担のもとでの開業となったことを忘れてはいけません。結果として、金沢開業までの県負担額は総額幾らになったのか、全体の建設費用の何割にあたるのか、当初の予定の負担額とあわせて明らかにしてください

金沢駅は、新幹線、IRいしかわなどJR貨物も含め乗り入れされることになり、安全性の確保が懸念されます。列車ダイヤの設定や異常時、災害時などにおいて、相互に協力する体制の確立にむけて、JR西日本・IRいしかわ・貨物会社及び自治体で協議する場を設けてほしいという要望に県としてどう考えるか、所見を伺い、最後の質問に移ります。

昨年12月議会においてわが党のおおくわ初枝県議が、来年度予算編成方針の柱に、再生可能エネルギー推進の文字がなかったことを指摘しました。志賀原発再稼働の前提の姿勢だからであり、本腰が入っていないと指摘をしなければなりません。福島県の計画は、「2040年頃を目途に県内のエネルギー需要量の100％以上再生可能エネルギーを導入する」と、高らかに宣言をしています。わが県は、いつまでに100％を目指すのか、中間的指標も含めお示しを願います。

以上、知事、関係部長の答弁を求め、私の全ての質問を終わります

◎副議長(米田昭夫君)　谷本知事。

◎知事(谷本正憲君)　佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず第一点は、消費増税についての御質問がございました。平成27年度の国の予算案におきましては、消費税増収分などを活用して子ども、子育て支援新制度の実施に必要な予算措置がなされると同時に、基金の造成による医療、介護の基盤整備の促進、あるいは認知症対策の充実が図られましたほか、難病対策についても拡充がなされたところでございます。一方で、社会保障制度の持続性確保のために事業者の経営状況などを踏まえた介護報酬のマイナス改定、住宅扶助基準等の生活保護の見直しなども行うこととされたところでございます。国、地方を通じた厳しい財政状況の中、行財政改革の取り組みだけでは社会保障関係経費の増加を賄うとは困難であり、その財源を安定的に確保するためには消費税率の引き上げはいたし方ないものと考えておりますが、こうした負担について住民の皆様方の納得を得るとともに持続可能な社会保障を構築していくためには現場の実情を踏まえた上で給付の重点化、効率化を行うこともまたやむを得ないものと考えております。

年金、介護、医療などの社会保障分野の各般にわたり改革が実施された小泉政権の構造改革については、一部に社会保障への不安の増大など、いわゆる陰の部分も指摘されているところでありまして、平成26年度から始まった今回の社会保障と税の一体改革においては少子化対策を初めとして拡充すべき分野についてしっかりと手当てがなされるとともに、社会保障給付の重点化、効率化を進める場合であっても国は現場の実情を踏まえ、必要な住民サービスが確実に提供されるよう、意を用いていただくことが大切だと考えております。県としても今後の状況について注 視をし、必要があれば国に対して要望もしてまいりたい、こういう考えでございます。

次に、中小企業振興条例についての御質問がございましたが、県内事業所の大宗を占めます小規模企業を含めた中小企業は、多くの雇用の機会を創出をし、高い技術力を有するものづくり産業を初め、伝続的工芸品産業、観光産業などの地場産業、さらには地域の商業を支え本県経済の基盤をなすと同時に地域社会の担い手として 県民生活の向上に大きく寄与している、そういった重要な役割を果たしているわけであります。このため、県では昨年5月に新たな産業振興指針であります産業成長戦路を策定し、積極的に中小企業の競争力強化に取り組んでいるところでありますが、北陸新幹線金沢開業といういわば千載一遇のチャンスを問近に控えておりまして、これを追い風に新たな成長、発展に結びつけていく、このことが重要でありま す。このため今般、本県経済の健全な発展及び県民生活のさらなる向上を図るため、我々行政はもとより、関係者が改めて中小企業の果たす役割と重要性について認識を共有し、中小企業者の成長に向けた意欲的で創造的な取り組み及び小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた取り組みについて県民挙げて支援をしていくよりどころとなる新たな条例を制定することとし、今議会に提案をさせていただいたところでございます。

◎副議長(米田昭夫君)　黒野総務部長。

◎総務部長(黒野嘉之君)　私からはまず所得の低い方々などに対する支援に関しましてお答えいたします。社会保障関係経費の財源を安定的に確保するためには地方消 費税を含む消費税率の引き上げは避けられないものであり、全国知事会においても こうした認識を共有しているところでございます。一方で、全国知事会では消費税の引き上げに当たっては、消費税は逆進性が指摘されていることから低所得者対策を実施することを求めていたところでありまして、これを受けて国において消費税の引き上げに合わせまして年金生活者を含む低所得者世帯や一定の所得以下の子育て世帯に対しまして給付金を給付しているほか、国民健康保険及び後期高齢者医療制 度の低所得者の保険料負担軽減制度を拡充するなどの対応を行っているというところでございます。

また、本県においてはこれまでも低所得者への経済的支援、雇用対策などの各種施策を展開しておりまして、具体的には生活保護や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金などの国の制度を活用しまして経済面や就労面など多岐にわたる支援を行っているところであります。来年度予算においても生活困窮者自立支援法の制定に伴い福祉事務所合おける相談体制を強化するほか、低所得者世帯の子供に対する学習支援を行うこととしており、今後とも経済・雇用情勢や県民ニーズを踏まえ、雇用対策や低所得者への支援も含めた県民の安全・安心にかかわる分野についてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

続きまして、地方消費税の増収額についてでございますが、平成26年4月から消費税の税率が5％から8％に引き上げられ、このうち地方消費税の税率も1％から1.7％となっております。平成27年度の地方消費税、精算後でございますが対前年度比163億7千万円増の434億円を見込んでおりまして、このうち社会保障施策に要する経費に充てるべき額は地方税法で示されております全国統一の算式によりまして17分の7に相当する178億7千万円余となっておりまして、このうち2分の1が市町への交付金となりますことから本県分は残る89億3,500万余となります。なお、このうち平成26年度からの増分となりますと66億8,300万余の増を見込んでいるというところでございます。

続きまして、投資的経費についてでございますが、本県の投資的経費については 他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降も国の経済対策に呼応し積極的に 公共投資を続けてきた結果、全国あるいは他県に比して高い水準にあったことから財政運営の基本方針としまして地域経済・雇用情勢にも配慮しつつ標準財政規模に対する投資的経費の割合を、全国中位を目途として順次抑制を図ることとしております。

ここでいう全国中位の水準につきましては、他県との比較の上での中位であって具体的な数値ではなく、国が定める地方財政計画や他県の動向によって変動する 相対的なものであること、さらには経済状況の変化に伴う地域経済や展用情勢一の配慮や北陸新幹腺の整備や防災、滅災対策等着実に進めるべきインフラ整傭もありますことから、具体的に中位となる時期や今後の公共投資の水準を申し上げることは難しいと考えております。

 一方、本県の財政が2年連続で収支均衡を達成したとはいえ、県債残高の水準は全国的に見て依然として高く地域経済や雇用情勢に十分配慮しながらも投資的経費も含め歳出全般にわたる行革努力を続けていく必要がございます。このため、現在策定中の行政経営プログラムにおきましても、今後県有施設やインフラの老朽化が進行する中で長寿命化対策等による効率的、効果的な維持管理を推進し、財政負担の低減、平準化を図ることとしております。今後とも財政の健全性の維持に十分留意しながら、本県の将来の発展を支える基盤整備や県民の安全・安心のための公共投資等については着実に進めるなど、メリハリのある対応に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、時間外勤務に係る協定についてでございますが、労働基準法第36条により、時間外勤務及び休日勤務を行わせる場合に労使で締結する必要がある、時間外労働協定、いわゆる「三六協定」につきましては、県では土木や保健衛生など同法で定める業務を行う事業所所属について事業所ごとに協定を締結しているところでございます。また、当該協定では時間外勤務等の時間数を厚生労働省の基準に基づき原則一カ月45時間、年間360時間としているところでございます。

なお、病院における患者の対応や土木事務所における除雪業務などの特別の事情がある場合は一カ月45時間を延長する旨の協定を締結しているところであります。

最後に、就学支援金制度についてでございますが、就学支援金制度において今年度から低所得者向けの加算が拡充され、来年度から対象学年が進行していくことに伴いまして御指摘のように授業料減免制度に係る県支出額は減少いたしますが、低所得者世帯における授業料は引き続き全額免除となっているところでございます。

なお、県支出額は来年度においては総額ベースでは御指摘のとおり約1,800万円減少いたしますが、国の交付金による高等学校等修学支援臨時特例基金事業が今年度末で廃止されるため、一般財源ベースでは約2,100万円の増となる見込みでございます。いずれにいたしましても、本県では私立学校の振興のため従来から各種の助成制度を講じ、保護者の経済的負担の軽減、教育環境の維持向上及び学校経営の健全化、安定化に努めてきたところであり、私立高等学校経常費補助金の一人当たり単価も全国上位に位置し手厚い支援を行ってきたところでございます。また、授業料減免制度については平成22年度に就学支援金制度が創設された際、年収350万円未満の世帯について一律に全額免除となるよう拡充したところであり、このような手厚い支援を行っているのは東海、北陸地域では石川県のみでございます。さらに本県では従来から入学金の軽減補助金制度を実施しているほか、今年度から教育費負担軽減奨学金も創設したところでございます。今後とも引き続きこれらの制度をしっかりと活用し、低所得者の学費負担軽減等に取り組んで参りたいと考えております。

◎副議長(米田昭夫君)　藤崎企画振興部長。

◎企画振興部長(藤崎雄二郎君)　私からは三点お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、新幹線建設に伴う県負担額についてでございます。長野-金沢間の本県負担額でございますけれども、当初の認可事業費1兆5,660億円に対しまして約5.9％の930億円とされていたところでございます。平成23年度の変更認可後は認可事業費1兆7,801億円に対しまして約5.8％の1,028億円の見込みとされているところでございます。平成26年度までの本県負担額は平成23年度以降、新幹線整備事業に新幹線貸付料が充当され、地方負担が軽減されたことから全体事業費累計額1兆6,699億円に対しまして約4.9％の814億円となっております。

続きまして、鉄道事業者間の連絡協議体制についてお尋ねがございました。IRいしかわ鉄道区間は、JR西日本やあいの風とやま鉄道、JR貨物の車両が乗り入れしていることから相互に緊密な連絡体制のもと運行を行うことが輸送の安全確保に繋がるものと考えております。このため、ダイヤ編成や車両運用などの運行管理、事故復旧等の異常時及び災害時の取り扱いなどについて、迅速かつ的確な対応を行うことができるよう、会社間相互に協定を結んで連絡体制を確立しているところでございます。県としてはこうした連絡体制を実効性のあるものとなるよう、各社が責任を持って対応していただきたいと考えております。

続きまして、再生可能エネルギーについてお尋ねがございました。再生可能エネルギーにつきましては各県ごとに自然環境や産業構造、これまでの導入状況等が異なることから各県の地域特性を踏まえた独自の取り組みを行うことが重要であると考えております。本県におきましては、再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や、地球温暖化対策等の観点からも重要と考えており、本県の地域特性を生かした、石川らしい再生可能エネルギーの導入を推進しているところでございます。昨年9月に策定いたしました。再生可能エネルギー推進計画におきましては、有識者等による再生可能エネルギー推進検討会議において、再生可能エネルギーを単に増やすと いうことではなく、地域の活性化や産業振興といった県の政策課題の解決に結びつけていくべきとの御意見をいただいていること、近年、再生可能エネルギーの導入は、固定価格買取制度により加速しておりますが、今後の取り組みは買い取り価格の設定など制度の運用に大きく左右されると考えられることなどから、再生可能エネルギーの導人量という量的側面よりも、再生可能エネルギーを活用した県の政策課題の解決という、質的側面を重視しており、導入量の目標は設定をしていないところでございます。

再生可能工ネルギーの導入につきましては、今後とも国の動向等を注視しながら 農業用施設を活用した小水力発電や太陽光発電の整備など、地域の活性化や産業振興といった本県の政策課題の解決に結びつくような取り組みを着実に進めて参る所存でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　北川健康福祉部長。

◎健康福祉部長(北川龍郎君)　私からは数点お答えを致します。

　　　まず、消費税増収分による社会保障関係の充実についてでございます。地方消費税の増収分につきましては、国民健康保険の保険者支援制度の拡充、難病医療費制度の対象疾患の拡大などの組の制度改正によるもののほか、人口の自然減対策も念頭に置いた少子化対策の拡充強化、団塊の世代が後期高齢者となる、2025年も見据えた認知症対策を初めとする高齢者施策の充実や介護、福祉人材の確保と資質の向上、地域のおける医療提供体制の拡充など本県独自の施策の充実にも充当しているところであります。

　　　次に、介護報酬についての御質問に対してのお答えをいたします。国によりますと今般、介護報酬の改定に当たっては特別養護老人ホームやデイサービスの利益率が高くなっている等の経営状況を勘案する一方、介護職員の処遇改善の充実等を図った結果、全体としては2.27％の引き下げを行うこととしたらとのことでございます。そうした中、一部の事業所から経営環境が厳しくなり、介護職員の処遇改善への影響やサービスの低下を危惧する声も聞かれるところでございます。介護保険制度につきましては、介護サービスを社会全体で支えていくため保険料と公費によって賄っていくという制度設計がなされておりますことから、県として独自の財政支援を行うことは想定しておりませんけれども、27年度からの報酬改定によりまして介護の現場にどのような影響が出てくるのか、事業者の方からも十分にお話をお聞きするなど、県としても適切に実情の把握に努めまして、必要があれば国に対し要望していきたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険についてでございます。来年度からの保険者支援金の本県における規模、そして調整交付金を活用しての市町への保険料の引き下げの指導等についての徴質問についてでございます。低所得者を多く抱える国保の財政基盤を強化する仕組みとして、保険料の軽減対象者数に応じて公費で支援する保険者支援制度がございますけれども、平成27年度の国の予算において消費税を財源として その拡充が行われることとなっておりまして、今回本県としての拡充相当分として約3億8千万円を計上しております。また、県の調整交付金につきましては県内市町間の医療費や所得の格差などを調整するために交付するものでございまして 各市町ではこうした国や県からの公費による財政支援と医療費の動向などを勘案した上で市町の判断で適切に保険料が設定されているというふうに考えております。

次に、乳幼児医療費制度の自己負担についてでございます。この助成制度につきましては、既に各市町に対しまして現物給付を導入した場合においてもこれまでどおり月1,000円の自己負担という制度は継続をするということ、そして市町の判断によって市町が自己負担分を独自に助成する場合については自己負担相当額を除いて補助対象とするということをお示ししているところでございます。

次に、医療環境改善支援制度についてでございます。国は医師、看護師を初めとする医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、昨年6月医療法改正をしまして「病院等の管理者にあっては当該病院等に勤務する医療従事者の勤務環境の改善を行うことが努力義務とされたところでございます。県におきましてはこれまで病院における看護師の勤務環境改善の取り組みに支援を行ってきたところでありますが、そうした中、二交代制勤務や短時間勤務など多様な勤務形態の導入などにより勤務環境の改善が進められてきたところでございます。県としては今般の国の方針を踏まえまして、これまでの取り組みをベースとしてさらに医師を初めとする他の医療従事者にも対象を広げた形で勤務環境改善に向けた病院の自主的な取り組みの促進を図っていくこととしております。今後、医師会や看護協会、労働局などの関係者と十分に協議を行いながら、管理者向けの研修の実施などを通して各医療機関の勤務環境改善を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　浜田環境部長

◎環境部長(浜田孝君)　私のほうからは責任水量の見直しについて二点お答えをいたします。

初めに、2016年度以降一日最大給水量がふえることはないのかというお尋ねでございます。県では県営水道給水開始時に受水市町からの申し入れのあった一日当たりの最大給水量をもとに受給水協定を締結し、この協定水量に基づいて取水施設や用水施設等を整備しているところであります。協定水量につきましては当時、水需要が将来にわたって伸びていくとの見込みから段階的に増やすことになっておりましたが、時々の水需要の状況等を勘案しまして県と受水市町と協践の上、平成7年度以降来年度末まで据え置いているところであります。今回の見直しは責任水量10％引き下げるという見直しでございまして、平成28年度以降の協定水量の取り扱いにつきましては今後の水需要の動向などさまざまな要因をもとに平成27年度に入ってから県と受水市町と協議をしていくと、こういうふうにしております。

それから、一般会計からの財政支援により来年度以降も黒字を見込んでいるのか、というお尋ねでございました。責任水量の10％引き下げに伴いまして、県の水道会計は年当たり約9億円の減収となりますが、現時点で来年度、平成27年度は2億円程度の黒字を見込んでおります。しかしながら今後、送水管耐震化事業に係ります企業債の支払い利息などが増加することによりまして、将来的には大変厳しい経営環境となることが見込まれております。これにつきましては、さらなる経営努力を重ねていくことに加えまして、一般会計からの30億円の財政支援により何とか水道会計の将来にわたっての健全経営と送水管の二系統化の進捗が確保できる、こういった見通しが立ったということでございます。

以上でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　田中商工労働部長。

◎商工労働部長(田中新太郎君)　初めに、県内の大企業における時間外勤務について御質問がございました。労働時間については、労働基準法に基づき労働者を1日8時問、週40時間を超えて働かせる場合には当該延長時間等について労働者の代表といわゆる「三六協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることとなっているところであり「県では個々の企業の協定の内容までは把握しておりませんが、指導監督権限を有する労働局では三六協定の内容を超える時間外労働が行われている事業所等に対し是正勧告を含めた対応をとっていると聞いているところであります。また、県としても労働関係法令に関する周知啓発を図っているほか、職業能力開発プラザにおいて随時労働者等からの相談を受け付け、必要に応じて労働局に連絡するなどの対応をとっているところでございます。

次に、中小企業振興条例に関連しまして小規模企業振興施策の進め方について御質問がございました。本県の中小企業はその大半を小規模企業が占めておりまして、本県の産業振興施策はまさに小規模企業を含めた中小企業を念頭に置いて講じてきたところであります。昨年の新たな産業振興指甜である成長戦略の策定に当たりましても、専門家、有識者、県内企業の代表者に加えまして小規模企業を含めた県内1,000社にアンケートを実施するなど県内の中小企業から幅広く御意見を聞いたほか、今回の条例の策定に当たりましても商工会、商工会議所などの関係団体の意見を十分踏まえて取りまとめたところでございまして、今後具体の施策を推進するに当たりましても日ごろの企業訪間を初め、商工会、商工会議所、業界団体等のさまざまな意見交換の場を通じてしっかりと県内企業の実態把握に努め、これを踏まえて毎年の予算編成で施策の検証評価を行い、適切に対応して参りたいと考えているところであります。以上でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　堀畑農林水産部長。

◎農林水産部長(堀畑正純君)　私から2点お答えいたします。

最初に、農林水産業予算の減少の理由でございますが、平成24年度の農林水産業決算額が平成15年度に対しまして減額となった理由は、国と同様に公共事業費等を抑制してきたことや組織再編により職員数削減を進めてきたことでの人件費の減などが主なものでございます。

なお、家族経営体は本県の農業経営体の大宗を占めており、県としましては今後とも家族経営体も含めた意欲ある全ての担い手に対して、農作物の生産拡大や品質向上のための技術指導、販路開拓に向けたブランド化の推進等、積極的に支援して参りたいと考えております。

次に、米価が低迷する中、県独自の支援策を講じるべきではないかとの御質問がございました。平成26年産の米価の低迷に対し、国が昨年11月に農家の運転資金確保を中心としました緊急支援を行ったことを受けまして、県では県が利子補給しております農業近代化資金につきまして農家の申請に応じ償還猶予を行っております。また、国は補正予算で施肥方法の改善や直まき栽培導入による労働時間の短縮といった低コスト生産に取り組む農家の経営を支援する緊急対策を実施しております。県内の農家も1月末現在で総額約2億2,300百万円の支援を受けることとなっておることから、県としましてもこれらの農家に対し技術指導を行うことでしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

しかしながら、主食用米の価格は下落基調にあることを踏まえ、県では来年度から米の生産システムを抜本的に見直し、直まき栽培と耕起から播種までをー台で行う多機能型のブルドーザを組み合わせた石川型の低コスト水稲直まきモデルの確立に新たに取り組むこととしております。これらの取り組みにより稲作農家の所得向上を図って参りたいと考えております。以上でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　木下教育長。

◎教育長(木下公司君)　臨時的任用講師の社会保険の取り扱いについてお答えいたします。

さきに答弁した方針のとおり、事業所が変わらない臨時的任用講師に対しましてこの3月から社会保険を継続させるべく、近々県立学校長及び教育事務所長に対しまして文書を発出いたしましてしっかりと周知をして参りたいというふうに思っております。

以上です。

◎副議長(米田昭夫君)　佐藤正幸君。

◎佐藤正幸君　知事にお尋ねをいたします。

地方消費税増収分66億円という答弁でございました。これが全額社会保障に使われているのかどうか、ここは不明確でしたのでぜひ知事のほうからお答え願いたいと思いますし、そして投資的経費、全国中位ということは見通しが示せないというのであれば言葉だけというふうになりませんか。せめていつ頃までにこうしたいという、明確なビジョンをやはり知事として示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長(米田昭夫君)　谷本知事。

◎知事(谷本正憲君)　今回の消費税の増税は、もちろん社会保障の内容を充実する。これまではどちらかというと高齢者に偏り過ぎてぃた。子供、子育て支援に対する財源が極めて不十分であった。そういったところへもきちっと手当てをしていかなきゃいけないというでありますから、全体として大変バランスのとれた形に私はなっておるんではないかと思いますし、そういったものに当然財源は充当されているというふうに思います。より詳細にお聞きになりたければ総務部長から追加で答弁をさせたいというふうに思います。

そして「社会資本整備については必要なものは整備をしていかなきゃいけないということであります。具体的な数字をお示しすることはできませんし、私はそういうことは考えていない。必要な社会資本整備はしっかりやっていく。そのことが石川県の発展に繋がっていく。私はそういう思いで必要な社会資本整備はこれからもしっかりとやっていかなきゃいけない、そんな思いであります。

◎副議長(米田昭夫君)　黒野総務部長。

◎総務部長(黒野嘉之君)　そもそも今回の地方消費税の増収分に関しまして、今ほどの知事の説明とも重なりますが趣旨を申し上げますと、今回の消費税の引き上げは社会保障の安定財源の確保と財政健全化両面から行われているというものでございます。こうしたことを受けまして、地方消費税の増収分につきましても現行の社会保障費の安定財源の確保のためにも充当されるということになっておりまして、地方消費税の増収分がそのまま社会保障関係予算の増となるわけではないということを御理解願いたいというふうに思います。

なお、御参考までに申し上げますと、27年度におけます当初予算におけます社会保障関係経費、事業費全体では約626億円という状況でございます。